

答 申

第1 審査会の結論

処分庁(世田谷区長)の審査請求人に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第8条第1項に基づく命令(〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇世防街第〇〇号。以下「本件処分」という。)は、妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、主に以下のとおり主張し、本件処分が不当又は違法であるとして、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 本件処分によって報告する耐震診断結果は個人情報にあたり、本件処分に従って報告をした場合、耐震診断結果が公表されることは、個人情報保護法(平成15年法律第57号)の趣旨に反する。
- (2) 耐震診断結果を公表することは、本件建物による収入の大幅な減損、資産価値の大幅な低下を引き起こし、営業妨害として、民法(明治29年法律第89号)第709条及び不正競争防止法(平成5年法律第47号)第4条に違反し、刑法(明治40年法律第45号)の信用棄損や営業妨害にあたる。
- (3) 法に基づく報告及び公開がされた場合、建物所有者としては耐震改修や改築を余儀なくされるどころ、この耐震改修や改築は公共目的であり、法第3条第2項に基づいて資金の融通やあっせん、補助などによる補償がなされるべきであるが、不十分である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、主に以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 耐震診断結果が個人情報に該当するとしても、処分庁が法の定めに従って公開することは、個人情報保護法や個人情報保護条例による保護の対象になるものではない。
- (2) 処分庁が耐震診断の結果の報告を求め、当該報告を公開することは、法令に従ったものであり、不法行為等には当たらない。また、処分庁は、本件処分を行ったことは公表しているが、耐震診断結果を公表したことはない。
- (3) 処分庁は、耐震化支援の助成制度を設け、世田谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付要綱に基づく助成などの助成を行っている。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

本件処分の不当又は違法について

- (1) 認定できる事実及び法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）等によれば、本件建物は、〇〇年〇〇月〇〇日より前に建築され、〇〇に面して建てられた高さ〇〇mの建物であり、法第5条第3項第2号の通行障害既存耐震不適格建築物として法第7条第2号前段の建築物に該当し、その所有者である審査請求人及び本件建物の共有者である審査請求人の〇〇（以下「審査請求人ら」という。）には耐震診断を行い、〇〇年〇〇月〇〇日までに所管行政庁に報告する義務が生じている。
- (2) 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇世防街第〇〇号「耐震改修促進法改正に伴う必要書類の提出について（依頼）」（以下「〇〇年〇〇月〇〇日付提出依頼文書」という。）により、審査請求人らに対し、期限を定めて耐震診断結果の提出を要請したが、審査請求人らは期限までに報告をせず、その後も処分庁の提出の要請に対して審査請求人らが応じなかった。よって、処分庁は法第8条第1項に基づいて本件処分をしたものと認められ、本件処分をしたことについて処分庁に不当又は違法な点は認められない。
- また、処分庁は、本件処分を行うにあたり、審査請求人らに弁明の機会を与えて行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に定める弁明の手続を履践しており、その他手続上も不当又は違法な点は、特段認められない。
- (3) 審査請求人は、本件処分により耐震診断結果を報告した場合、法第9条により処分庁が当該報告の内容を公表することが、個人情報保護関係の法令に違反する旨を主張する。

しかし、審査請求人の主張は、耐震診断結果の公表を非難するに止まり、審査請求人の主張によっても、本件処分が不当又は違法と評価されるものではない。また、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果について公開して、建物の状態を周知することの公益性に対し、耐震診断結果自体は、基本的に建物の状態に関する客観的な情報であって、プライバシーに及ぶものではないから、上記公益性に比して保護されるべき個人情報と評価されるものではなく、審査請求人の主張は何れにせよ認められない。

また、審査請求人は、本件建物の耐震性能に問題があることが公にされることにより、本件建物の賃料が低下することや資産価値が低下することが、民法第709条及び不正競争防止法第4条に違反し、刑法の信用棄損や営業妨害にあたる旨を主張する。

しかし、処分庁が法令に基づく義務により耐震診断結果を公表する行為が不法行為等にあたると解釈することはできない。また、耐震診断結果は、本件処分の有無に関わらず、通常取引においても相手方に対して示されるべき情報であり、審査請求人の主張する賃料の低減や資産価値の低下は、審

査請求人が耐震診断結果を処分庁に報告し、これを処分庁が公開することによって生じるものではないから、審査請求人の主張は失当である。

さらに、審査請求人は、建物の耐震改修や改築に対する資金の融通やあつせん、補助などによる補償が不十分であるとも主張する。しかし、本件処分は、審査請求人に対して耐震診断結果の報告を命ずるものであって、耐震改修や改築を命ずるものではないことから、仮に補償制度が不十分であるとしても、そのことによって本件処分が不当又は違法と評価されるものではない。

(4) 上記からすれば、本件処分を取り消すべき不当又は違法は認められない。

第4 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人の審査請求書、弁明に係る文書及び口頭意見陳述によると、審査請求人は、本件処分により耐震診断結果を報告した場合、処分庁が法第9条に基づき当該報告の内容を公表し、それによって権利利益の侵害を被るおそれがあることから、本件処分の取消し、又は、当該報告の内容の公表の差止めを求めていると思われる。

ところが、行政不服審査法に基づく審査請求は、行政庁の処分又は不作為について定められており(同法第2条、第3条) 公表行為が処分にあたるかどうかについては議論があるものの、仮にあたるとしてもその差止めを同法に基づいて求めることはできない。

そこで、当審査会は、本審査請求が本件処分の取消しを求めるものであり、本件処分が違法又は不当である理由として、耐震診断結果報告後の当該報告内容の公表が違法又は審査請求人の権利利益を侵害するおそれがあると主張していると理解して審査する。

(2) まず、処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日付提出依頼文書により、審査請求人らに対し、期限を定めて耐震診断結果の提出を要請したが、審査請求人らは期限までに報告をしなかった。その後も、処分庁の提出の要請に対して審査請求人らが応じなかったため、処分庁は、法第8条第1項に基づいて本件処分を行っている。

上述の「第3 審理員意見書の要旨」の「2 理由」のとおり、本件建物は、法第5条第3項第2号の通行障害既存耐震不適格建築物として法第7条第2号前段の建築物に該当しており、その所有者である審査請求人らには、耐震診断を行って、その結果を所管行政庁に報告する義務が生じているものと認められる。よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は、本件命令を行うにあたり、審査請求人らに弁明の機会を与えて行政手続法第13条第1項第2号に定める弁明の手続を履践していることから、その他手続上も違法又は不当な点は、特段認められない。

(3) 次に、審査請求人は、本件建物の耐震性能に問題があることが公にされることにより、本件建物の賃料減収及び資産価値の低下が生じ、これは、民法第709条が定める不法行為にあたり、不正競争防止法第4条に違反し、刑法の信用棄損や営業妨害にあたる旨を主張している。

しかし、処分庁が耐震診断結果を公表する行為は、法第9条に基づくものであり、審理員の判断と同様、当審査会においても、審査請求人が主張する不法行為等にあたりと解釈することはできない。すなわち、法第9条は、耐震診断結果の公表によ

る建築物の耐震改修の促進を目的とし、それが憲法や比例原則等法の一般原則に違反しないと考えられるからである。

- (4) 続いて、審査請求人は、法第9条により処分庁が当該報告の内容を公表することが、個人情報保護関係法令に違反する旨を主張する。この点については、本件処分をし、かつ、報告された耐震診断結果を公表するのは世田谷区長であることから、以下、世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。)に違反するか否かを判断する。

まず、条例第16条第1項本文は、「・・・実施機関は、本人の同意を得て、外部提供・・・をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで外部提供をすることができる。」と規定している。これを受けて、条例同条同項第1号は、「外部提供をすることについて法令等に定めがあるとき」と規定しており、本人同意を不要とする外部提供を定めている。

これを本件についてみると、耐震診断結果の公表は、上述しているとおり法第9条に規定されており、これは条例第16条第1項第1号が定める「外部提供をすることについて法令等に定めがあるとき」に該当する。したがって、処分庁が法第9条に基づき、耐震診断結果を本人の同意なく公表しても、条例の規定に違反しないため、審査請求人の主張に理由はない。

- (5) さらに、審査請求人は、建築物の耐震改修・改築に対する資金の融通・あっせん・補助などによる補償が不十分であるとも主張する。しかし、本件処分は、審査請求人に対して耐震診断結果の報告を命じるものであって、耐震改修や改築を命じるものではない。したがって、補償制度の適否にかかわらず、そのことによって本件処分が違法又は不当と評価されるものではない。

よって、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第5 調査審議の経過

日 付	審 議 経 過
平成31年3月28日	(諮問第109号) ・ 審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
平成31年4月24日	(平成31年度第2回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和2年10月19日	(令和2年度第3回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和2年10月19日	・ 審査庁(世田谷区長)に答申した。